協定
1　清算株式会社は、第５項記載の債権者を除く各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、協定債権元本及びこれに対する特別清算開始決定の日の前日までの利息・損害金の合計の0.4703539パーセントの金員（但し、１円未満は切り捨て）を弁済する。
2　本協定による弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。但し、各協定債権者が振込先を指定しなかった場合は、清算人代理事務所（大阪市北区西天満１丁目７番４号協和中之島ビル６階）において行う。
3　各協定債権者は、第１項及び前項による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項及び第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　協定債権者のうち、近藤良一、有限会社近藤コーポレーション、近藤建設工業株式会社、ケイエスコミュニティ株式会社、近藤プロパティ株式会社、近藤デベロップメント株式会社は、本協定の認可決定が確定した時点に於いて、清算株式会社に対し、利息、損害金を含めて協定債権全額を免除する。

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第５号
千葉市稲毛区長沼町239番地66
再生債務者　塚本建設工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区本千葉町１番１号日土地千葉中央ビル５階　コンパサーレ法律事務所　弁護士　石川　貴康
平成23年４月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目17番46号
再生債務者　サンクスモータース株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　横浜市中区住吉町１丁目２番地スカーフ会館３階　横浜綜合法律事務所　弁護士　左部　明宏
平成23年４月22日
横浜地方裁判所相模原支部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
再生債務者　株式会社谷﨑建具
1　期日　平成23年７月13日午後１時30分
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年４月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
長崎県佐世保市大塔町609番地７
再生債務者　有限会社光機設
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年５月20日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月18日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２０年（再）第４号
沖縄県うるま市石川嘉手苅961番地の30
再生債務者　有限会社らんの里沖縄
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　投票期間　平成23年５月25日まで及び平成23年５月26日午後１時30分債権者集会期日
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年５月26日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月19日
平成23年４月22日
那覇地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成１９年（再）第３号
福島県郡山市日和田町字東原18番地12
再生債務者　株式会社鴫原建設工業所
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日　福島地方裁判所郡山支部

平成１９年（再）第４号
福島県郡山市日和田町字東原18番地の12
再生債務者　鴫原　國衛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日　福島地方裁判所郡山支部

平成１９年（再）第５号
福島県郡山市日和田町字東原18番地の12
再生債務者　鴫原　典子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日　福島地方裁判所郡山支部

平成２２年（再）第１号
福島県郡山市中町11番２号、商業登記簿上の本店所在地福島県郡山市鶴見坦１丁目１番25号
再生債務者　鈴木忠株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日　福島地方裁判所郡山支部

平成２２年（再）第２号
広島市佐伯区石内南１丁目14番１号
再生債務者　株式会社井場工務店
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１号
愛媛県松山市南吉田町330番地１
再生債務者　株式会社ジェイエスケイ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年４月21日　　松山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第３号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目70番地
再生債務者　ヤマトコーポレーション株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画が遂行された。
平成23年４月21日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１０号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目８番地１アイビースクエア四季の杜Ａ棟105号室
再生債務者　乾　　慎二
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再イ）第１４号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目14番地11エンゼルハイム佐貫第２―106
再生債務者　五十嵐八十男
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部